

26 建企第 619 号
平成 27 年 3 月 27 日

(一社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(一社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(一社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(一社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 斜 面 安 定 技 術 協 会
(一社) 長 崎 県 の り 面 協 会
(一社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会
長 崎 県 建 設 工 業 協 同 組 合
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合
長 崎 県 電 気 設 備 協 同 組 合
長 崎 県 管 工 事 業 協 同 組 合 連 合 会
長 崎 県 漁 場 整 備 開 発 協 会
長 崎 県 造 船 協 同 組 合

様

長崎県土木部長



長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正について

長崎県建設工事標準請負契約書（平成 22 年 12 月 3 日 長崎県告示第 986 号）について、下記のとおり改正しましたので通知します。

記

1. 改正理由

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）の一部が平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い「長崎県建設工事標準請負契約書（平成 22 年 12 月 3 日 長崎県告示第 986 号）」契約書等の一部を下記のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日以降に締結される契約から適用することとしたので、通知する。

2. 改正内容

第 48 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 51 条第 2 項」を「第 63 条第 2 項」に改める。

3. 施行年月日

平成 27 年 4 月 1 日以後に契約締結する建設工事から施行する。

なお、平成 27 年 3 月 31 日以前に締結した契約及び当該契約の同日以後に締結される変更契約については、従前の例による。

4. 添付書類

- (1) 新旧対照表
- (2) 長崎県建設工事標準請負契約書（改正後）